

総社市告示第24号

総社市意思疎通支援事業実施要綱を次のとおり定める。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市意思疎通支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を支援するために意思疎通支援者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障害者等 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者若しくは障害児、又はその他の日常生活を営むのに支障がある障害者若しくは障害児
- (2) 意思疎通支援者 第8条第3項の規定により意思疎通支援者登録台帳に登録された手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者又は要約筆記奉仕員
- (3) 意思疎通支援業務 手話通訳業務又は要約筆記業務

(事業の内容等)

第3条 第1条の目的を達成するため、総社市意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者の登録に関する業務
- (2) 意思疎通支援者の派遣に関する業務
- (3) 前号を行う連絡調整業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

(市の責務)

第4条 市長は、この事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

(意思疎通支援者の責務)

第5条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を通じて知り得た情報を正当な理由なく、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。意思疎通支援者を辞した後についても、また同様とする。

2 意思疎通支援者は、手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めなくてはならない。

(事業の委託及び監督等)

第6条 市長は、第3条に規定する業務の全部又は一部を市長が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に委託することができる。

2 市長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

3 受託者は、前項の規定による市長の監督を受け、市長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(意思疎通支援者の登録)

第7条 意思疎通支援者としての登録を希望する者は、意思疎通支援者登録申請書に、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの資格を証する書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 手話通訳者

ア 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者又は同等と認められる者

イ 岡山県手話通訳者登録試験の合格者又は同等と認められる者

(2) 手話奉仕員 総社市手話奉仕員養成講座の入門編及び基礎編を修了した者

- (3) 要約筆記者 岡山県要約筆記者登録試験の合格者又は同等と認められる者
- (4) 要約筆記者奉仕員 総社市要約筆記者奉仕員養成講座を修了した者
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、意思疎通支援者登録決定（却下）通知書により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により意思疎通支援者として決定したときは、意思疎通支援者登録台帳に登録するものとする。

（意思疎通支援者証）

第8条 市長は、意思疎通支援者に意思疎通支援者証（様式第1号）を交付するものとする。

- 2 意思疎通支援者証の有効期間は、2年以内とする。
- 3 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。
- 4 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書を、市長に提出しなければならない。
- 5 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに意思疎通支援者登録事項変更届を、市長に提出しなければならない。
- 6 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市長に返還しなければならない。

（派遣の対象者等）

第9条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、市内に在住又は在勤の聴覚障害者等とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、市内において、他の市長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該市区町村の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、市内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする市外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

（派遣の内容）

第10条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除くものとする。

- (1) 市長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容
- (2) 市長が、公共の福祉に反すると認める内容

（派遣の区域及び時間）

第11条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、総社市、岡山市及び倉敷市とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を前項に定める区域外に派遣することができるものとする。
- 3 前項の場合において、市長は、当該派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、当該市区町村の登録手話通訳者又は要約筆記者の派遣を依頼することができるものとする。
- 4 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

（派遣の申請）

第12条 意思疎通支援者の派遣を申請することのできるもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第10条に規定する聴覚障害者等（以下この項において同じ。）及びその者の家族等
- (2) 聴覚障害者等で構成する団体
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

- 2 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の5日（総社市の休日を定める条例（平成17年総社市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）前までに、意思疎通支援者派遣申請書（様式第2号。以下「派遣申請書」という。）により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

（派遣の決定）

第13条 市長は、派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、意思疎通支援者派遣依頼書により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(申請者の費用負担)

第14条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

(派遣の停止等)

第15条 市長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

(報告)

第16条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、意思疎通支援者派遣業務報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(派遣の費用等)

第17条 市長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により費用等を意思疎通支援者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第9条第2項及び第3項の規定により、意思疎通支援者を派遣したときは、その費用の支払いについて当該市区町村長に要請できるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、第11条第3項の規定により、他市区町村の登録手話通訳者又は要約筆記者の派遣を受けたときは、当該市区町村長と協議のうえ、その費用を負担するものとする。

(意思疎通支援者の技術及び知識の向上)

第18条 市長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び岡山県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第18条関係）

種 別	費 用	交通費	備 考
手話通訳者	1時間まで1,800円	1回につき750円	1時間超過30分毎に900円を加算
手話奉仕員	1回当たり1,000円	費用に含む	
要約筆記者	1時間まで1,500円	1回につき750円	1時間超過30分毎に750円を加算
要約筆記奉仕員	1回当たり1,000円	費用に含む	

備考 費用の算定の基礎となる活動時間は、申請者との待ち合わせ時刻から通訳の終了時間までとする。

(表面)

様式第1号 (第8条関係)

意思疎通支援者証


No. _____

氏 名

生年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

総社市意思疎通支援者（手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・要約筆記奉仕員）として登録していることを証明する。

年 月 日
総社市長 

(裏面)

1. 通訳活動の際は、この証を携帯すること。
2. この証を譲渡又は貸与してはならない。
3. 記載事項に変更を生じたとき、意思疎通支援者の登録の取消しを受けた場合又は辞退した場合には、返納すること。
4. 提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

<問合せ先>

様式第2号（第12条関係）

意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

総社市長 様

住 所
申請者 氏 名
連絡先

総社市意思疎通支援者派遣事業実施要綱第12条の規定により、次のとおり意思疎通支援者の派遣を申請します。

記

種類 (希望するものに ○印を付けてください)	手 話 ・ 要約筆記
派遣日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
派遣場所	
待合場所 待合時間	
派遣内容	

